

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年11月20日
【事業年度】	第43期（自平成19年4月21日至平成20年4月20日）
【会社名】	株式会社ヤガミ
【英訳名】	YAGAMI INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 八 神 基
【本店の所在の場所】	名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
【電話番号】	(052) - 951 - 9252
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 拮 石 研 自
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区丸の内三丁目2番29号
【電話番号】	(052) - 951 - 9252
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 拮 石 研 自
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年7月17日に提出いたしました第43期（自平成19年4月21日 至平成20年4月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等
責任限定契約の内容の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び非常勤の社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(訂正後)

責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令で定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、その職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

当社と社外取締役及び非常勤の社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。